

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられた。これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当する。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
6款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	271,559
計				271,559

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金(社会保 障財源化分) 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	274,038	90,432	112	183,494	183,494
		4目 障害者福祉費	145,318	31,608	9,674	104,036	104,036
		5目 老人福祉費	855,445	83,017	17,510	754,918	754,918
		7目 障害者自立支援費	450,944	332,144		118,800	118,800
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	582,605	495,966		86,639	86,639
		3目 母子福祉費	228,297	50,388	12,143	165,766	165,766
		7目 児童発達支援費	94,220	60,491		33,729	33,729
4款 衛生費	1項 保健衛生費	2目 予防費	5,360	408		4,952	4,952
計			2,811,188	1,144,454	39,439	1,627,295	1,627,295

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費